

附 則（平成12年1月20日厚生・建設省令第1号）  
この省令は、平成12年4月1日から施行する。

3記建設第1号(第3条関係)

浄化槽設置届出書

年 月 日

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長) 宛  
特定行政庁

設置者の住所  
氏、名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 図  
電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

|                                    |                            |                     |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------|
| 1. 設置場所の地名地番                       | ①浄化槽法に基づく図式認定浄化槽 (名称 認定番号) |                     |
| 2. 敷 地                             | ②その他                       |                     |
| 3. 敷 地 の 利 益                       | ③し尿のみ ④し尿及び雑排水             |                     |
| 4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び面積 | m <sup>2</sup>             |                     |
| 5. 処理対象人員及び算定根拠                    | 人                          |                     |
| 6. 処理 方 法                          | イ. 日平均排水量                  | m <sup>3</sup> /日   |
|                                    | ロ. 生物化学的酸素要求量の測定値          | mg/l                |
|                                    | ハ. 排水水の生物化学的酸素要求量の測定値      | mg/l                |
|                                    | ①浄化槽 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下施設     | ⑥その他                |
| 7. 放流先又は放流方法                       | 氏名又は名称 電話番号                |                     |
| 8. 工業を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号    | 氏名又は名称 登録番号                |                     |
| 9. 竣工予定年月日                         | 年 月 日                      | 10. 使用開始予定年月日 年 月 日 |
| 11. 付添の図面                          |                            |                     |
| 12. その他特記すべき事項                     |                            |                     |

行政庁記入欄

(注) 1 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)・特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
2 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目録となる地物を明示すること。  
4 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 1 記名押印に代えて、署名をすることがある。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

3記建設第2号(第4条関係)

浄化槽変更届出書

年 月 日

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長) 宛  
特定行政庁

設置者の住所  
氏、名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 図  
電話番号

浄化槽の構造又は設備の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

|                                    |                            |                     |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------|
| 1. 設置場所の地名地番                       | 年 月 日                      |                     |
| 2. 設置年月日                           | 年 月 日                      |                     |
| 3. 変更の内容及び理由                       |                            |                     |
| 4. 敷 地                             | ①浄化槽法に基づく図式認定浄化槽 (名称 認定番号) |                     |
|                                    | ②その他                       |                     |
| 5. 敷 地 の 利 益                       | ③し尿のみ ④し尿及び雑排水             |                     |
| 6. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び面積 | m <sup>2</sup>             |                     |
| 7. 処理対象人員及び算定根拠                    | 人                          |                     |
| 8. 処理 方 法                          | イ. 日平均排水量                  | m <sup>3</sup> /日   |
|                                    | ロ. 生物化学的酸素要求量の測定値          | mg/l                |
|                                    | ハ. 排水水の生物化学的酸素要求量の測定値      | mg/l                |
| 9. 放流先又は放流方法                       | ①浄化槽 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下施設     |                     |
|                                    | ⑥その他                       |                     |
| 10. 工業を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号   | 氏名又は名称 登録番号                |                     |
| 11. 竣工予定年月日                        | 年 月 日                      | 12. 使用開始予定年月日 年 月 日 |
| 13. 付添の図面                          |                            |                     |
| 14. その他特記すべき事項                     |                            |                     |

行政庁記入欄

(注) 1 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)・特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
2 4欄、5欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目録となる地物を明示すること。  
4 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 1 記名押印に代えて、署名をすることがある。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

浄化槽法の施行について（依命通知）

昭和60年9月27日 厚生省生衛第517号  
各都道府県知事・政令市市長宛  
厚生事務次官通知

（注：本通知は、一部に法改正前の内容が記載されているが、浄化槽法制度当時のことは、国の慣例として残すことになっていることから、そのまま示す。）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）は、昭和58年5月18日に公布され、同年11月17日からその一部が施行されるとともに、本年10月1日から全面施行されることとされている。

浄化槽によるし尿処理人口が3,000万人近くに及ぶに至った今日、浄化槽の適正な設置及び維持管理が確保され、浄化槽によるし尿等の処理が適正に行われることは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で極めて重要である。

については、浄化槽法の運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、関係部局相互の連絡調整に十分留意するとともに、関係法令との関係をも考慮し、管下市町村等の指導を含めその施行に万全を期せられたく、命により通知する。

記

第1 法律制定の趣旨及び背景

近年、生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する国民の要請が高まりつつあるが、下水道の整備に財政的及び時間的な制約がみられることから、水洗化人口の半数以上が浄化槽に依存しており、今後とも浄化槽が生活環境の保全に果たす役割は重要であると考えられる。

浄化槽は、従来、その構造については建築基準法により規制され、また、保守点検、清掃等の維持管理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されてきたところであるが、浄化槽の設置、保守点検、清掃等の適正を欠くため、浄化槽からの放流水が公共用水域の汚濁源となる場合が少なくない状態にある。このため、浄化槽に関する包括的な制度を整備し、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃にわたる一連の過程において所要の規制を強化するほか、浄化槽の設置及び管理に関係する者の義務を明確にするとともに、その資格制度を創設することにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために本法が制定されたものである。

第2 総則的事項

1 目的

本法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とするものであること。

## 2 浄化槽の定義

本法の適用対象となる浄化槽の範囲を明らかにするため、浄化槽の定義を行つたこと。

## 第3 浄化槽の設置等に関する事項

- 1 浄化槽の設置等を行う場合は、建築確認を申請すべき場合を除き、都道府県知事（保健所設置市にあつては市長とする。第4の2を除き、以下同じ。）及び特定行政庁に届け出なければならないこと。なお、特定行政庁に届け出る場合には、都道府県知事を經由しなければならないこと。
- 2 浄化槽の設置等の届出を受理した都道府県知事又は特定行政庁は、必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から21日（建設大臣の型式認定を受けた浄化槽にあつては10日）以内に、必要な勧告又は設置等の計画の変更若しくは廃止命令を行うことができること。
- 3 浄化槽工事は、厚生省令・建設省令で定める技術上の基準に従つて行わなければならないこと。
- 4 浄化槽の設置等を行つた場合、浄化槽管理者は、使用開始後6月を経過した日から2月以内に指定検査機関による水質検査を受けなければならないこと。

## 第4 浄化槽の保守点検及び清掃等に関する事項

### 1 浄化槽管理者の義務

- (1) 浄化槽管理者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、年1回（厚生省令で定める浄化槽については、厚生省令で定める回数）浄化槽の保守点検及び清掃を行うとともに、第3の4の設置後等の水質検査及び年1回の定期検査を受けなければならないこと。

なお、保守点検及び清掃に係る技術上の基準及び回数については、昭和59年3月30日に公布された厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）において規定したこと。

- (2) 浄化槽管理者は、条例で保守点検業者の登録制度が設けられている場合は当該登録を受けた者に、また、設けられていない場合は浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検を委託することができること。
- (3) 浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができること。
- (4) 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者にあつては、保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当する技術管理者を置かなければならないこと。

なお、当該規模については、本年8月2日に公布された浄化槽法第10条第2項の技術管理者を置くべき浄化槽の規模を定める政令（昭和60年政令第245号）において規定したこと。

### 2 指定検査機関

浄化槽の設置後等の水質検査及び定期検査は、厚生大臣又は都道府県知事が指定する指定検査機関が行うこと。

### 3 浄化槽管理士、浄化槽の保守点検業者の登録及び浄化槽清掃業

- (1) 浄化槽の適正な保守点検を確保するため、厚生大臣が免状を交付する浄化槽管理士制度を創設したこと。
- (2) 都道府県（保健所設置市にあつては市とする。）は、条例で、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができること。
- (3) 浄化槽清掃業の許可は、従来どおり市町村長の許可によること。

### 4 都道府県知事による指導、監督等

都道府県知事は、第3の2の勧告権限を有するほか、設置後の浄化槽の保守点検又は清掃が適正を欠く等の場合は、必要な助言、指導又は勧告及び改善措置又は使用停止命令並びに関係業者等に対する報告徴収、立入検査等を行うことができること。

## 第5 その他

浄化槽の型式の認定、浄化槽工事業に係る登録制度、浄化槽設備士制度等については、昭和60年7月19日付け建設事務次官通達等によられたいこと。

## 浄化槽法の施行について

昭和60年9月27日 衛環第137号  
各都道府県知事・政令市市長宛  
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

(注：本通知は、一部に法改正前の内容が記載されているが、浄化槽法制度当時のことは、国の慣例として残すことになっていることから、そのまま示す。)

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行については、別途厚生省生衛第517号事務次官通知により指示されたところであるが、なお、下記事項に留意の上、運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 浄化槽の定義

- (1) 本法における浄化槽には、専らし尿を処理する単独処理浄化槽のみならず、し尿と併せて生活系雑排水を処理する合併処理浄化槽も含まれるが、公共下水道、流域下水道及び一般廃棄物処理計画に従って市町村が設置するし尿処理施設（いわゆる地域し尿処理施設を含む。）は、それぞれ下水道法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の適用を受けるので、浄化槽には含まれないものであることに留意されたいこと。
- (2) 本法における浄化槽の定義は、本法の適用対象として必要な範囲で定めたものであるもので、本法施行後においても浄化槽法以外の法律等に「し尿浄化槽」、「尿尿浄化槽」の用語は残るが、それぞれ従来どおりの概念で理解されるものであること。

### 2 浄化槽の設置

- (1) 浄化槽の設置で建築主事への確認申請を必要としない場合は、従来どおり都道府県知事（保健所設置市にあつては市長とする。6(3)におけるものを除き、以下同じ。）に届け出るとともに、構造面の適正を確保するため、新たに当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならないこととされ、浄化槽の設置に関し、都道府県知事及び特定行政庁間の連携が強化されることになり、建築確認の際の建築基準法第93条の規定と合わせて、都道府県知事と特定行政庁間の相互の連携を一層密にして、届出が確実になるよう努められたいこと。
- (2) 上記届出を受理した場合において、都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から改善の必要があると認められるときは必要な勧告を、また、特定行政庁は、浄化槽の構造が関係法令に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止の命令を、それぞれ届出受理の日から21日（建設大臣の型式認定を受けた浄化槽にあつては10日）以内に行うことができることとされたので、届出内容を審査の上、適宜所要の措置を速やかに講じられたいこと。
- (3) 従来、浄化槽の設置工事が適切に行われなかったため生活環境の保全及び公衆衛生上の障害となる例がみられたので、浄化槽工事については、追って制定予定の厚生省・建設省令で定められる浄化槽工事の技術上の基準に従って行われなければならないとされるとともに、設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を確認するため、浄化槽の使用開始後6月を経過した日から2月以内に指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならないこととされたので、周知徹底を図られたいこと。

### 3 浄化槽管理者の義務

- (1) 浄化槽の維持管理の適正を期するため、浄化槽管理者には、前記2(3)設置後等の水質検査の受検のほか、保守点検及び清掃の実施、水質に関する定期検査の受検、技術管理者の配置等の義務が課せられることになったので、その周知徹底を図るとともに、必要があると認められるときは、助言、指導、勧告、改善措置命令等適宜必要な措置を講じ、適正な維持管理が行われるよう万全を期せられたいこと。
- (2) 保守点検については条例に基づき登録を受けた保守点検業者又は浄化槽管理士に、清掃については浄化槽清掃業者に委託することができることとされたので、前記の保守点検及び清掃の実施に関する義務を浄化槽管理者が自ら行うことが困難な場合は、これらの者に委託し、技術上の基準に従って、かつ、所要の回数保守点検及び清掃が行われるよう指導されたいこと。
- (3) 技術管理者を置くべき浄化槽の規模が処理対象人員501人以上とされたのは廃掃法の考え方が踏襲されたものであるが、保守点検に関する国家資格として浄化槽管理士制度が創設されたことにかんがみ、技術管理者の資格については、浄化槽管理士であり、かつ、厚生大臣認定の講習会を修了していることとされ、廃掃法第21条の技術管理者の資格とは異なるものとされたこと。ただし、制度の円滑な移行が図られるよう、廃掃法上の技術管理者資格について所要の経過措置が設けられているので留意するとともに、経過措置の所定の期間内に本法に基づく技術管理者の資格取得が図られるよう指導されたいこと。

### 4 浄化槽の保守点検

都道府県は、条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けることができることとされ、既に条例の準則を示したところであるので、地域の実情を勘案しつつ、これに準拠し、条例を制定されたいこと。

### 5 浄化槽の清掃

- (1) 浄化槽清掃業については、従来どおり市町村長の許可制とするものとし、その許可基準、許可申請手続き

- 等についてもほぼ従来通りとされ、清掃により引き出した汚泥につき、業として収集、運搬又は処分を行う場合も、従来通り廃掃法に基づく一般廃棄物処理業の許可が必要であるので留意されたいこと。
- (2) 浄化槽法施行規則第11条第4項に定める「専門的知識、技能及び相当の経験」を有する者は、厚生大臣の認定する清掃に関する講習会の課程を修了した者であつて相当の経験を有する者とする事。
- (3) なお、従来（財）日本環境整備教育センター及び旧（社）日本環境整備教育センター（旧（社）日本浄化槽教育センターを含む。）が実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会（Bコース）及び旧（社）日本浄化槽教育センターが実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会の修了者は、(2)の厚生大臣の認定する清掃に関する講習会の課程を修了した者とみなすこと。
- 6 水質に関する検査及び指定検査機関
- (1) 浄化槽管理者は、設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を早い時期に確認するため、使用開始後6月を経過した日から2月以内に指定検査機関による設置後等の水質検査を、また、その後は毎年1回定期検査を受けなければならないこととされたので、周知徹底を図られたいこと。
- (2) 水質に関する検査の受検手続きは、関係業者に委託できることとされたので、これの活用等により受検率の向上が図られるよう浄化槽管理者等への指導に特に努められたいこと。
- (3) 指定検査機関の指定は、都道府県知事によるものを原則とするものであり、また、都道府県知事による指定に当たっては、厚生省令で定める指定基準等によるほか、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるので留意されたいこと。なお、止むを得ず複数の機関を指定する場合は、機関ごとに担当区域を定めること等により、地域ごとでは検査機関の一元化が図られるよう配慮されたいこと。
- 7 その他
- (1) 都道府県においては、環境衛生指導員その他の関係職員の確保及び研修並びに監視指導に必要な機材の確保について格段の配慮を払うとともに、浄化槽管理士、技術管理者、指定検査機関の検査員等に対する指導等を通じ、浄化槽に関する専門技術者の技術水準の向上に努められたいこと。
- (2) 浄化槽法の趣旨を踏まえた体制の整備を図るには、関係業界の協力を得ることが重要であるので、関係団体の育成・強化を図られたいこと。

## 浄化槽法の運用に伴う留意事項について

昭和61年1月13日 衛環第3号  
各都道府県知事・政令市浄化槽行政主管部（局）長宛  
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知  
最終改正 平成13年9月25環廃対第375号

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行については、別途厚生事務次官通知（昭和60年9月27日付け厚生省生衛第517号）及び水道環境部長通知（昭和60年9月27日付け衛環第137号）により指示されたところであるが、なお、下記の事項に留意して運用されたく通知する。

### 記

#### 1. 浄化槽の維持管理体制の強化について

- (1) 浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障が生ずることのないように使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等により、維持管理体制の強化と整備を図つたものであること。
- (2) 浄化槽管理者は、(1)の趣旨から、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第7条、第10条第1項及び第11条等の規定により義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。
- (3) 保守点検及び清掃を実施するためには、専門的知識、技能及び相当の経験を有する者が、専用の器具、機材を用いて行うことが必要であることから、浄化槽管理者は法第10条第3項により、保守点検については、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が条例で設けられている場合にはその登録を受けている者に、登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、また清掃については浄化槽清掃業者に、それぞれ委託することができるものであること。
- (4) 法第48条に基づく浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度については、その円滑な運用を図るため、既に水道環境部長通知（昭和59年12月22日付け衛環第155号）「浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について」により指示したところであるが、いまだ登録制度を設けていない都道府県、政令市にあつては、浄化槽の保守点検を実施する者の実態把握に努められたいこと。

- (5) 法第35条による浄化槽清掃業の許可については、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の考え方を承継しており、本許可事務は従来どおり市町村の団体事務であり、き束裁量許可であること。
- (6) 処理対象人員が501人以上の施設にあつては、法第10条第2項の規定に基づき技術管理者を置くことが義務付けられていること。技術管理者の資格は、厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第8条に規定するとおり浄化槽管理士の資格を有する者であり、かつ処理対象人員が501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し、2年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。その資格は、保守点検及び清掃作業の直接の実施者というより、むしろ両業務を統括する者としての性格を有するものであること。
- (7) 技術管理者は、施設ごとの専従を原則として、浄化槽管理者により任命されるものであるが、1日の作業時間内に巡回でき、かつ、実質的に施設の常時管理を果たし得ると認められる場合には、この限りでないこと。

なお、地域の実情により技術管理者の確保が極めて困難な場合にあつては、当面、浄化槽管理者が一定の指揮命令権限を確保した上で、保守点検を委託している保守点検業者等に属する有資格者の中から任命することを妨げるものではないこと。

## 2. 保守点検の実施について

- (1) 保守点検は、法第2条第三号により浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業であると定義されており、具体的には、浄化槽の単位装置や附属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる作業であるが、これを定期的実施することは、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠の業務であること。
- (2) 法においては、すべての浄化槽について少なくとも毎年1回（規則で定める場合にあつては、規則で定める回数）定期的に保守点検を実施することが義務付けられているが、規則第6条により、処理対象人員又は浄化槽の種類及び処理方式ごとに定期的な保守点検回数を規定するとともに、規則第2条により保守点検の技術上の基準を、規則第5条により保守点検の記録の作成等をそれぞれ規定し、保守点検の適正な実施の徹底を期することとしたものであること。
- (3) 規則第2条第七号及び第八号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばつ気室にあつては室内均等におおむね0.3mg/ℓ以上、接触ばつ気槽にあつては槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、ばつ気槽にあつては室内均等におおむね0.3mg/ℓ以上、ばつ気タンク、ばつ気槽にあつては、タンク内又は槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、循環水路ばつ気方式の流路にあつては流路内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、回転板接触槽にあつては槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上であること。
- (4) 規則第2条第八号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、単独処理のものにあつては、混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上60%以下であること。また、合併処理のものにあつては、長時間ばつ気方式及び循環水路ばつ気方式の場合おおむね3,000～6,000mg/ℓ、標準活性汚泥方式及び分注ばつ気方式の場合おおむね1,000～3,000mg/ℓ、汚泥再ばつ気方式の場合、ばつ気タンクについてはおおむね1,000～3,000mg/ℓ、汚泥再ばつ気タンクについてはおおむね6,000～10,000mg/ℓであること。

## 3. 清掃の実施について

- (1) 清掃は、法第2条第四号に定義されているとおり、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業であること。したがって、浄化槽内の汚泥、スカム等を浄化槽外に引出す行為を伴う作業は、清掃の概念でとらえるべきものであること。
- (2) 浄化槽の清掃は、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠の業務であり、法第10条第1項の規定により、少なくとも毎年1回（規則で定める場合にあつては、規則で定める回数）清掃を実施することが義務づけられているが、全ばつ気方式の浄化槽については、特例的に規則第7条によりおおむね6月ごとに1回以上と規定されていること。
- (3) 規則第3条により清掃の技術上の基準を、規則第5条により清掃の記録の作成等をそれぞれ規定し、清掃の適正な実施の徹底を期することとしたものであること。

## 4. 清掃時期の判定等について

浄化槽の清掃については、少なくとも毎年1回（規則で定める場合にあつては、規則で定める回数）実施することが義務付けられているが、汚泥の堆積等により浄化槽の機能に支障が生じるおそれがある場合には、清掃を速やかに行う必要があるものであること。

なお、浄化槽の機能に支障が生じるおそれがあり、清掃を実施する必要がある場合としては、以下に列挙した状態が目安と考えられるので、保守点検業務と清掃業務の緊密な連携が保たれるよう指導されたいこと。

- (ア) 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、超流せき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が

認められたとき。

- (イ) スクリーンにあつては、汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、また、砂溜り及び沈砂槽（排砂槽を含む）にあつては沈殿物等の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物の引き出しの必要性が認められたとき。
- (ウ) 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
- (エ) 二階タンク型一次処理装置にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (オ) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (カ) 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽等一次処理装置にあつては、流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
- (キ) 散水ろ床型二次処理装置及び散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升及び分水装置にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (ク) 流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽及び凝集槽にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (ケ) 平面酸化型二次処理装置の流水部にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (コ) 単純ばつ気型二次処理装置にあつては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- (サ) 地下砂ろ過型二次処理装置のろ層にあつては、目詰まり又は水位の上昇が認められたとき。
- (シ) 二階タンクの消化室にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。二階タンクの沈殿室にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (ス) ばつ気室にあつては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
- (セ) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路にあつては、混合液浮遊物質濃度が長時間ばつ気方式及び循環水路ばつ気方式の場合おおむね6,000mg/ℓ、標準活性汚泥方式及び分注ばつ気方式の場合おおむね3,000mg/ℓ、汚泥再ばつ気方式の場合、ばつ気タンクについておおむね3,000mg/ℓ、汚泥再ばつ気タンクについておおむね10,000mg/ℓに達したとき。
- (ソ) 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接融ばつ気槽にあつては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (タ) 回転板接触槽にあつては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき、又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (チ) 変則合併処理浄化槽にあつては、前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物質の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められたとき。
- (ツ) 重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿地にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (テ) 別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあつては、スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
- (ト) 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあつては、汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
- (ナ) 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあつては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (ニ) 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあつては、沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

## 5. 放流水の目標水質について

浄化槽の放流水の水質については、保守点検と清掃の緊密な連携を前提として、従前の考え方を承継しており、浄化槽の構造基準に定められた放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を管理目標としていることに変更はないものであること。

## 6. 水質に関する検査について

- (1) すべての規模の浄化槽の浄化槽管理者は、法第7条及び第11条の規定に基づき、指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならないが、法第7条に基づく水質に関する検査は当該浄化槽が適正に設置されているか否かを早い時期に確認するために、また、法第11条に基づく水質に関する検査は保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき判断するために行うものであること。
- (2) 本検査が浄化槽工事、保守点検、清掃等と緊密な連携の下に適切に実施されていることが、当該浄化槽の機能を適切に維持し、施設の保全を図る上で不可欠であることから、指定検査機関との連絡を密にし、生活環境保全上等の観点から判断して必要性が高い地域に重点的に周知徹底を図るなどして、計画的かつ可及的速やかに検査受検率の向上を図られたいこと。
- (3) 浄化槽は、その構造、設置及び維持管理が適正であることにより、はじめてその機能が十分に発揮されるものであるため、浄化槽の放流水の適正な水質が確保できない原因がその構造又は設置に起因するものと認められる場合は、その構造又は設置について所管する部局に対して所要の改善指導を行うべき旨要請する等関連部局と十分連携を保って、浄化槽行政の円滑な推進を図られたいこと。

## 浄化槽法の一部を改正する法律について

平成12年6月2日 生衛発第958号  
各都道府県知事・政令市長宛  
厚生省生活衛生局長通知

浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）は、本日公布され、平成13年4月1日から施行することとされたところである。その改正の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、十分御了知の上、施行に遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するのみならず、し尿に係る汚濁負荷も大きく、くみ取り便所によりし尿処理施設において処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、水環境の保全上大きな弊害となっており、特に単独処理浄化槽が新設されれば、その時点から水環境に与える悪影響を長期間固定することとなるもので、早急に廃止する必要がある。このため、行政及び浄化槽関係団体が連携して単独処理浄化槽新設廃止対策を推進してきたところであり、この結果、新設浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は、平成11年度の第3四半期において、70.9%にまで上昇している。

今般の改正は、このような生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設廃止のための法的措置を講ずるものである。

#### 第2 改正の内容

##### 1 浄化槽の定義

浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義したものであること（第2条第1号関係）。これにより、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられることとなること。

##### 2 浄化槽による雑排水の処理等

- (1) 雑排水の未処理での放流を禁止するため、何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないものとしたこと（第3条第2項関係）。なお、履行可能性等の観点から、くみ取りの場合や、屋外で生ずる雑排水の放流のような場合は、この義務づけが除外されていること。
- (2) 浄化槽法の規定を建築基準法第6条第1項の「建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律」の規定で政令で定めるものとして規定できるようにし、建築確認の対象法令とするため、何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のものを設置してはならないものとしたこと（第3条の2第1項本文関係）。
- (3) 下水道の予定処理区域については、合併処理浄化槽の設置の義務づけを行つた場合、合併処理浄化槽の設置と下水道の接続を短期間のうちに行わなければならない、住民にとっての二重の負担、国庫補助にとっても二重の投資となることから、当該区域についての当該義務づけを除外したこと。また、改正前の浄化槽法の規制と比較して当該区域の規制に空白が概念的に生ずることを避けるため、し尿を処理する設備又は施設を設置することを当該義務づけの除外の要件とするともに、設置、維持管理等に係る規制を及ぼすこととしたこと（第3条の2第1項但書及び第2項関係）。

このような規定の趣旨が関係者に十分理解されるよう周知徹底を図るとともに、当該区域を含め、各都道府県においてこれまで推進してきた単独処理浄化槽新設廃止対策が今回の改正を機に一層進展し完全廃止が実現されるよう格段のご尽力を願いたい。また、下水道の予定処理区域については、現に工事が実施され、概ね7年以内、平均3～4年程度で整備が完了し、供用開始される区域であることを前提に上記の除外措置が講ぜられたものであることから、当該区域の設定がこの趣旨を逸脱することのないよう十分留意されたい。

### 3 既存単独処理浄化槽に係る経過措置等

- (1) 既存単独処理浄化槽について、改正後の浄化槽法の規制を除外するとともに、設置、維持管理等の従来の規制を及ぼすため、改正後の浄化槽法の規定による浄化槽とみなすものとしたこと（附則第2条関係）。
- (2) 既存単独処理浄化槽を使用する者は、下水道の予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないものとしたこと（附則第3条関係）。

### 4 道路法の改正

浄化槽新設時において合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことに伴い、道路の下を合併処理浄化槽の設置場所として円滑に活用できるようにするため、道路の占用許可の対象施設に合併処理浄化槽を定めたものであること（附則第6条関係）。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成13年2月15日 環廃対第32号

各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部（局）長宛  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第154号）は平成12年12月28日に公布され、平成13年4月1日から施行される。ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。なお、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

### 記

- 第1 浄化槽技術管理者の資格要件の見直し（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第8条）
- 1 浄化槽技術管理者（以下「技術管理者」という。）の資格要件について、環境大臣が認定する講習会の課程を修了していることを、2年以上実務に従事した経験を有する者等であることに改めたものであること。
  - 2 技術管理者の資質の向上を図ることは、浄化槽の適切な維持管理を推進するために重要であり、かかる観点から、処理対象人員が501人以上の浄化槽の維持管理に関する技術上の業務に必要な専門的知識及び技能に資する講習等を修了することが望ましいものであること。
- 第2 浄化槽清掃業及び指定検査機関の基準の見直し（規則第11条及び第33条）
- 1 浄化槽清掃業の許可の技術上の基準について、環境大臣が認定する浄化槽の清掃に関する講習会の課程を修了した者であることとする基準を、浄化槽の清掃に関する専門的知識及び技能を有することに改めたものであること。
  - 2 検査員に係る指定検査機関の指定の基準について、環境大臣が認定する浄化槽の検査に関する講習会の課程を修了した者を、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者に改めたものであること。なお、検査業務の適切な実施を推進するため、検査員に係る指定の基準について、2年以上の実務経験を要件に追加したこと。
- 第3 その他
- 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。
- 第4 施行期日
- 平成13年4月1日から施行

## 環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について（通知）

平成13年2月15日 環廃対第33号

各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部（局）長宛  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
浄化槽対策室長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第154号）の施行については、本日付環廃対策32号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル・対策部廃棄物対策課長より通知されたところであるが、なお、下記の事項に留意して運用されたく通知する。なお、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

#### 記

#### 1 環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第8条関係

- (1) 「政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験」は、当該浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせて2年以上の実務経験があれば足りるものであること。
- (2) 技術管理者については、その設置の実態を確認し、必置規制の徹底を図ること。

#### 2 規則第11条関係

- (1) 改正後の規則第11条第4号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることとは、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚泥の収集・運搬・処理・処分、作業の衛生・安全対策等に関し、十分な専門的知識及び技能を有していることが必要であること。
- (2) 同号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることには、(財)日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会を修了していること（平成12年度以前に同センターが実施した浄化槽清掃技術者認定講習会を修了していることを含む。）が該当すること。また、この講習会は、2年以上の浄化槽の清掃実務経験が受講資格とされているため、その修了者は「2年以上実務に従事した経験を有していること」の要件も満たすものであること。
- (3) (財)日本環境整備教育センター及び旧(社)日本環境整備教育センター(旧(社)日本浄化槽教育センターを含む。)が実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会(Bコース)並びに旧(社)日本浄化槽教育センターが実施した浄化槽管理者資格認定講習会及び浄化槽管理者資格認定講習会(Bコース)の修了者は、同号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることに該当すること。
- (4) 浄化槽の清掃実務経験については2年以上を許可の要件としているが、浄化槽の清掃業務の適切な実施を推進するため、できるだけ2年を超えて十分な期間有していることが望ましいものであること。
- (5) 浄化槽清掃業の許可については、引き続き昭和62年5月13日付衛環第78号厚生省生活衛生局長水道環境部環境整備課長通知に基づき厳正な運用に当たられたいこと。

#### 3 規則第33条関係

- (1) 改正後の規則第33条第5号の「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能」を有する者とは、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、保守点検・清掃、浄化槽の設置、外観検査・水質検査・書類検査の実施、各検査結果の総合判定等に関し、十分な専門的知識及び技能を有する者であることが必要であること。
- (2) 同号の「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能」を有する者には、(財)日本環境整備教育センターが実施する浄化槽検査員講習会（平成12年度以前に同センターが実施した浄化槽検査員認定講習会を含む。）を修了している者が該当すること。
- (3) 今回の改正は、検査機関の指定の基準を厳格化したものであって、検査を行う者については従来どおり(2)の講習会修了者を当てることも差し支えないものであること。

## 浄化槽法の一部を改正する法律の施行について

平成17年11月14日 環廃対発第051114001号  
各都道府県知事・各政令市市長 宛  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
長通知

浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）は、平成17年5月20日に公布され、その一部を除いて平成18年2月1日から施行されることになっている。これに伴い、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第29号）が平成17年9月26日に公布され、平成18年2月1日から施行されることとなったところである。

ついては、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、施行に遺憾なきを期されたい。